

監査の結果により講じた措置について

1 監査対象部局

消防本部及び消防署

2 監査実施日

令和6年4月26日（金）

3 監査結果の通知日

令和6年5月28日（火）

4 監査の実施期間

令和6年4月1日（月）から同年5月28日（火）まで

5 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和6年6月17日

6 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置状況
消防本部情報指令課において、I P 無線機のケース6個45,100円及び予備用電池パック6個55,000円を同一の業者から購入したが、請求日及び支出負担行為伺兼支出命令書の起票日は、すべて9月6日となっていた。 また、両者を合わせると、2者による見積合わせが必要となる金額であるとともに、予備用電池パックだけでも2者により見積合わせを行わなければならない金額であるにもかかわらず、見積合わせが行われていなかった。 類似した業務を、短期間に同一の業者に発注したことは、地方自治法施行令第167条の2第1項及び秦野市契約規則第31条に基づく契約手続	情報指令課において、財務及び契約事務に関する課内研修を実施し、ご指摘を受けた不適切な事務処理について、課内の全職員に情報共有させるとともに、地方自治法、財務規則及び契約規則等の関係法令を管理・監督職も含めた、課内全職員で再確認し、その内容を十分に理解させるものとします。 また、契約及び予算執行に係る事務処理の際は、「契約執行チェックシート」を活用し、当該事務に着手する際に、その手順や必要書類について必ず確認し、適切な事務処理に努めるものとします。

を怠った上に、特定の事業者に業務を請け負わせることを目的として、意図的に見積合わせを回避するための分割発注を行ったものとの疑いを招く行為であることから、今後十分に注意を払う必要がある。 また、担当者が地方自治法及び秦野市契約規則の内容及びそれに基づく事務処理を十分に理解するとともに、管理・監督職によるチェックがしっかりと機能するよう措置を図る必要がある。	
--	--